

第6項 区の事務事業における環境配慮活動の推進

1 練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)

区は、事務事業を執行する中で、率先して地球温暖化防止をはじめとする環境課題の解決に向けて取り組んでいます。

平成13年度に環境マネジメントシステムの世界共通の規格であるISO14001を認証取得しました。平成23年度からは区独自の「練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)」に基づき、環境への負荷を低減し、環境法令を遵守するとともに、環境課題の解決に向けて取り組んでいます。

2 練馬区環境管理実行計画

(1) 温室効果ガス排出量の削減

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、事業者としての区が、自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的として平成23年に策定しました。

平成28年に令和元年度を終期とする第二次計画を策定しました。計画で設定した目標は、右表のとおり、いずれも達成しました。

※1 平成21年度排出係数

※2 指定管理者施設を含めた使用量を算出できる平成23年度を基準年とする

令和2年3月に第三次計画を策定しました。この計画では、令和12年度までに、平成25年度比26%の温室効果ガス排出量の削減を目指します。

| | 令和元年度 実績 | 目標値 (平成21年度 比7%削減) | 平成30年度 実績 |
|---------------------------------------|-------------|--------------------------|--------------|
| 温室効果ガス排出量 ※1(t-CO ₂ eq) | 42,319 | 43,003 | 42,978 |
| 電気使用量(kWh) | 70,378,085 | 75,451,501 | 72,398,844 |

| | 令和元年度 実績 | 平成21年度 実績 | 平成30年度 実績 |
|--------------------------|-------------|--------------|--------------|
| 都市ガス使用量(m ³) | 4,769,640 | 4,754,282 | 4,683,264 |
| LPG使用量(kg) | 47,172 | 49,628 | 50,369 |
| 重油使用量(ℓ) | 350,712 | 405,044 | 397,441 |
| 灯油使用量(ℓ) | 2,766 | 4,071 | 3,467 |
| 地域冷暖房熱使用量 (GJ) | 12,016 | 29,679 | 9,190 |
| 自動車燃料使用量 (ガソリン換算値)(ℓ) | 171,182 | 282,758 | 175,855 |
| 水道使用量(m ³) | 1,442,770 | 1,634,837 | 1,583,840 |
| 用紙使用量 (A4換算値)(枚)※2 | 120,768,112 | 105,573,660 | 120,183,204 |
| 廃棄物排出量(t) | 2,194 | 3,241 | 2,215 |

(2) 温室効果ガス等

の排出の削減に配慮した契約の締結

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(以下「環境配慮契約法」といいます。)第11条第4項の規定に基づく令和元年度における契約の締結実績の概要はつぎのとおりです。

環境配慮契約法および練馬区電力調達に係る環境配慮方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した競争入札等を行っています。令和元年度は、156の区立施設において契約を締結しました。

(3) プラスチックごみの削減

プラスチックごみが大量に自然界に流出し、生態系ひいては人体への影響が懸念されています。令和元年12月「練馬区役所プラスチック削減指針」を策定し、事務事業におけるプラスチックごみの発生抑制に向けた取組を積極的に進めています。

練馬区環境方針

(基本理念)

練馬区は、みどり豊かな環境にやさしいまちをつくるために、みどりと水辺を保全し、自然や生き物と共生できる環境の創出を目指します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムと生活様式を見直し、

ごみの発生抑制やリサイクルの推進を通じて循環型社会を形成し、足元から地球環境の保全に貢献します。

このかけがえのない練馬区の環境を次の世代へと引き継いでいくためには、区民、事業者、区が連携して、環境を大切にす文化を育むとともに、環境を保全するための仕組みをつくること、何よりも大切です。

そのために、区は、以下の基本方針に則り、環境基本条例や環境基本計画に基づく施策を率先して推進します。

(基本方針)

1 率先して環境への負荷を減らします。

- (1) 区政の効率化に努め、事務事業に伴う環境への負荷を低減します。
- (2) 環境法令を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。
- (3) 区は、環境目的および目標を設定し、組織の全員が環境マネジメントシステムを推進するとともに、常に見直しを行い、継続的な改善に努めます。

2 みどりと共生できる生活都市を推進します。

- (1) みどりと水に恵まれた、美しいまちをつくります。
- (2) 環境汚染から区民の健康と生活環境を守ります。
- (3) 地球環境保全のための足元からの行動を広げます。

3 区民・事業者・区が連携した環境保全活動を推進します。

- (1) 環境にやさしいところを育み、環境にやさしい仕組みをつくります。
- (2) それぞれの役割や連携のあり方、取り組むべきことを明らかにし、環境保全を推進します。
- (3) 区の環境方針および環境マネジメントシステムによる成果は区職員全員に周知徹底するとともに区民・事業者を始め広く一般に公表します。

※環境方針は、区が環境配慮活動を行っていくうえでの基本方針であり、この方針に基づき区が行動することを、区の内外に約束するものです。